

荒川区芸術文化活動支援事業のご案内

荒川区では、新型コロナウイルス感染拡大防止措置により、演劇や音楽などの芸術文化活動が制限されている団体へ、区の文化施設の利用料金を補助し、みなさまの芸術文化活動を支援します。

補助金額

対象施設の施設利用料金(上限30万円/団体)

千円未満の端数がある場合は切り捨て

申請は1団体あたり1回まで



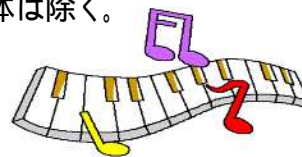
対象団体(すべてに該当すること)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、芸術文化活動を自粛し、影響を受けた団体

荒川区民を構成員に含む団体

平成27年4月1日以降に、荒川区または(公財)荒川区芸術文化振興財団(ACC)から共催、後援、協賛を受け公演等を行った団体

国、都、区またはACCから補助等を受けている団体は除く。



対象事業

施設の利用定員内で実施する芸術文化活動の公演

無観客で実施する芸術文化活動を動画撮影等で収録、配信する公演

いずれも令和3年3月31日(水)までに実施する公演

対象経費

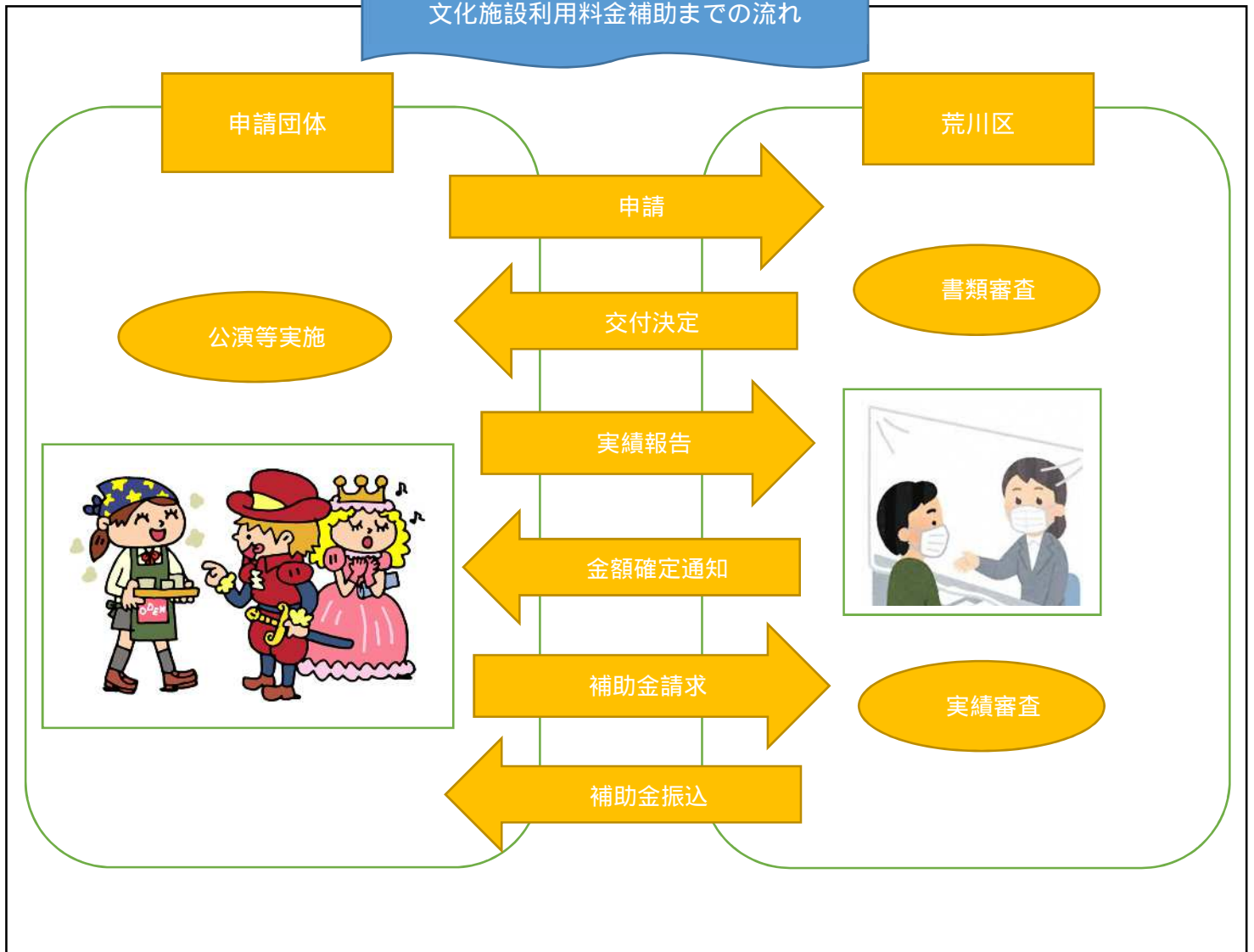
サンパール荒川(大ホール、小ホール)の施設利用料金

日暮里サニーホール(ホール、コンサートサロン)の施設利用料金

ムーブ町屋(ムーブホール)の施設利用料金

附帯設備利用料金は対象外

文化施設利用料金補助までの流れ



【申請方法】

3密を避けるため、事前に申請書類持参日を電話予約のうえ、
荒川区役所3階 番窓口までお持ちください。
支援を受けるためには、令和3年2月26日(金)までに区へ申請が必要です！

【その他】

詳しくは、荒川区HPに掲載してある交付要綱をご確認ください。
申請書類は、荒川区HPからダウンロードできます。
<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a015/bunkageijutsu/geijutu/bunkashien/bunkakatudoushien.html>

【問い合わせ先】

荒川区地域文化スポーツ部文化交流推進課文化振興係
03-3802-3111 内線2523



詳細はこちら！